

診療放射線技師職の人材育成方針

1. はじめに

(1) 目指すべき職員像

市長事務部局における診療放射線技師は、資格としての業務及び放射線関係の専門的知識を必要とする業務はもちろんのこと、放射線関係以外の保健医療関連業務にも積極的に取り組むことにより、医療技術職としての知識の習得と経験を重ね、さらに、本庁における議会や予算事務、施策の企画・立案などにも対応できる能力の向上を図りながら、保健医療行政に不可欠な職種として役割を担っていくことを目指します。

(2) 業務内容

医療に関する許認可や医療監視に関する放射線関連業務及び保健所での放射線検査（結核検診）については、診療放射線技師としての資格・知識を必要とし、専門職として業務を行っています。

また、東日本大震災の際には、医師とともに現地に赴き、福島原発事故避難住民に対する除染や健康チェック等を行い、その後の本市でののがれき受け入れにあたっては、放射線について市民へ説明を行うなど公衆衛生の放射線専門職として業務を行いました。

一方、近年の医療行政においては、医療機関における院内感染対策や医療安全対策の取り組みが重要視されています。現在、院内感染の担当や医療安全の臨時立入検査にも従事しており、今後も、これらの業務について医療技術職としての専門性を生かして取り組んでいます。

2. ジョブローテーション

勤務年数（目安）	配置先の例	到達目標
〔新任期〕 1年～4年	保健所 医務薬務課	・放射線関係、医務事務及び医療監視等に関する業務を習得する。 ・行政職としての基本的な知識等を習得する。
〔中堅期〕 前期 5年～10年	保健所 医務薬務課	・引き続き放射線関係、医務事務及び医療監視等の知識を深めるとともに、保健医療行政について、幅広く知識を習得する。
〔中堅期〕 後期 11年～	保健所 医務薬務課 本 庁 地域医療課 保健衛生課 健康推進課	・計画的な異動により本庁での業務を経験することで、キャリアアップを図る。 ・議会や予算、施策の企画・立案などの実務能力を習得する。
〔管理期〕 係長	保健所 医務薬務課 本 庁 地域医療課	・マネジメント能力を高め、リーダーシップを発揮し業務に取り組む。 ・関係部署や関係機関との連携を図り、効率的・効果的に業務を遂行する。
〔管理期〕 課長	保健所 本 庁 区役所 など	・施策の中心的な役割を担える人材となるようスキルアップを図る。

3. 研修計画

診療放射線技師としての資格や専門的知識を必要とする放射線検査、医務に関する許認可業務及び立入検査については、研修等により、職員のスキルアップを図っていきます。

また、関係機関・団体が開催する研修について、結核検診、医療監視、医療安全・院内感染対策等の知識を深めるため、新規採用時以降に順次参加します。

なお、一定期間経過した職員についても、法改正等に伴う最新の知見について習得するため、状況に応じて研修に参加します。

《主な研修》

医療放射線監視研修（国立保健医療科学院）

結核対策と医療監視コース（（財）結核予防会結核研究所）

医療放射線管理講習会（医療放射線防護連絡協議会）

医療安全に関するワークショップ（厚生労働省九州厚生局）

院内感染対策研修会（厚生労働省九州厚生局）

北九州病院感染対策研究会（KRICT）